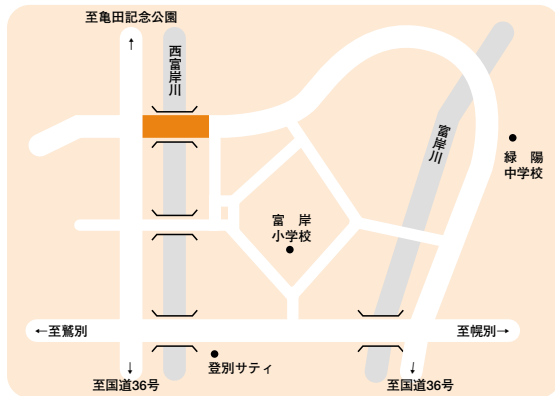


西富岸川改修工事の工期延期による 通行止めにご協力ください



室蘭土木現業所は、平成13年7月から、道路の一部を通行止めにして、亀田記念公園入り口付近の西富岸川に架かる『富岸西橋』の架け替え工事を、3月中旬に工事を完了する予定でした。

しかし、橋を架けるための基礎くい工事の際に大きな石の層に当たり、調査や対策などを行ったため、3月中までに橋の架け替えを完了することができなくなりましたので、工事の期間を6月下旬まで延長することとしました。

工事期間中は、道路の一部を通行止めにするため、みなさんに大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

▼問い合わせ 室蘭土木現業所登別出張所 (☎02311)

『擬制世帯主』制度が 変わりました



国民健康保険被保険者証は、住民票に記載されている世帯単位で発行しています。

これまで、住民票の世帯主が社会保険などの国保以外の健康保険に加入している場合でも、その世帯の主たる生計維持者として見なし、国保の被保険者証の『擬制世帯主』として記載されてきました。

しかし、必ずしも世帯主が主たる生計維持者であるとは限らないことから、納税状況などの条件を満たしている場合は、申請することによって国保上の世帯主を変更することができるようになりました。

これにより、国保税の軽減や高額医療費の自己負担が軽減される場合があります。

世帯主の変更を希望される方は、一度、ご相談ください。

▼問い合わせ 保険年金課

(☎01771)

国民健康保険のお知らせ

●退職者医療制度

国保に加入している方で、公的年金制度から年金(国民年金を除く)を受給している70歳未満の退職被保険者とその被扶養者は、『退職者医療制度』で診療を受けることになります。

▶対象となる方 次の2つの条件に該当する方とその被扶養者

①厚生年金や共済年金などから老齢年金(退職)を受給している方で、年金加入期間が20年以上、または40歳に達した月以降の年金保険の加入期間が10年以上の方

②老人保健の適用を受けていない方

▶被扶養者として認められる方 退職被保険者と一緒に暮らし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している方で、次の条件に該当する方

①退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁でも可)、三親等内の親族

②配偶者(内縁でも可)の父母と子(配偶者が死亡した後でも可)

診療を受けるとき病院などで『退職被保険者証』を提示すると、退職被保険者本人は医療費の2割、被扶養者は外来受診の場合は3割、入院の場合は2割を自己負担するだけで診療を受けることができます。

登別市の国民健康保険に
ついてのお問い合わせは 保険年金課 (☎01771)

『精神障害者保健福祉手帳』など

の申請窓口が変わります

精神に障害をもつ方の『通院医療費の公費負担』の申請と『精神障害者保健福祉手帳』の交付は、北海道の事業として室蘭保健所が申請窓口となっていました。『精神保健福祉法』が改正され、4月1日(月)から市(保健福祉課)が申請窓口となりました。

また、市は、平成14年度中に精神に障害をもつ方のための居宅支援事業(ショートステイ・ホームヘルプサービス)を行う予定で、支援事業の開始が決まり次第、『広報のぼりべつ』などを通してお知らせします。

なお、精神保健や医療に関する相談は、従来どおり室蘭保健所でも行いますので、お気軽にご相談ください。

◎通院医療費の公費負担とは

医療に要した費用の95%を各種医療保険制度と国で負担します(本人または保護者の申請が必要)。

◎精神障害者保健福祉手帳とは

精神に障害をもつ方のうち、長期にわたり日常生活または、社会生活に制約がある方に精神障害者保健福祉手帳が交付され、税制の優遇措置などが受けられます。

※いずれの場合も申請が必要です。

問 い 合 わ せ

保健福祉課(しんた21内☎0100)
室蘭保健所(☎9131)